

旅行条件書 国内募集型企画旅行（地域限定）

～お申込みいただく前に必ずお読みください～

この書面は旅行業法第12条4に定める取引条件の説明書面および同法第12条5に定める契約書面の一部になります。

1. 募集型企画旅行契約

（1）この旅行は株式会社都留市観光振興公社（山梨県知事登録旅行業 第地域－353号以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。

（2）旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書および標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

2. 旅行のお申込みおよび契約成立

旅行のお申込みは、所定事項をご記入の上、電話・インターネット・電子メールなどの通信手段により旅行契約の予約を受け付けます。この場合、旅行契約は予約の時点では成立しておらず、当社等が予約の承諾の旨を通知した後、その通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

この旅行にかかる申込金は、当社約款の規定にかかわらず不要とします。なお、旅行代金は全額旅行開始前にお支払いいただきます。

3. お申込み条件

（1）特定のお客様を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については年齢・資格・技能・その他の参加条件に合致しない場合、お申込みをお断りすることがあります。

（2）お申込みの時点で18歳未満の方のみでご参加の方は、一定の条件を除き親権者の同意書が必要です。15歳未満の方は、保護者の同行を条件とします。

（3）お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

（4）お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、またはグループ・団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

4. 旅行代金の適用およびお支払い

（1）参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、中学生以上の方はおとな代金、満3歳以上中学生未満の方はこども代金となります。

（2）旅行代金におとな・こどもの区分表示がない場合は、満3歳以上のすべての方に適用します。

(3) 旅行代金はその全額を当社が指定する方法にて期日までにお支払いいただきます。

5. 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、飲食代、観光料金(入場・拝観・ガイド等)、および消費税等諸税および特に明示したその他の費用等

(2) 添乗員が同行するコースの添乗員経費等

(3) 各コースごとに表示した「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用、上記諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

6. 旅行代金に含まれないもの

旅行日程に明示されていない飲食代金およびそれに伴う税、サービス料、チップやクリーニング代などの個人的料金、運送機関の定める有料手荷物料金や超過手荷物料金、傷害・疾病に関する医療費、自宅から集合、解散地点までの交通費・宿泊費などは旅行代金に含まれていません。

7. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の締結後であっても、天災事変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、運送機関の遅延等、当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約内容を変更することがあります。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明いたします。

8. 旅行代金の変更

運送機関について適用を受ける運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて増額または減額される場合においては、旅行代金を変更する場合があります。

9. お客様の交替

(1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この場合、お客様には必要事項を記載した書面を当社に提出していただくとともに、交替に際して発生した実費をお支払いいただきます。

(2) 当社は、利用運送・宿泊機関等が旅行者の交替に応じないなどの理由により、当該交代をお断りする場合があります。

(3) 旅行契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じるものとし、以後旅行契約上の地位を譲り受けたものが、この旅行契約に関する一切の権利および義務を承継するものとします。

10. 取消料等

(1) お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。次表でいう「旅行契約の解除期間」とはお客様が当社または旅行業法で規定された受託営業所のそれぞれの営業日、営業時間に解除する旨、お申出いただいたときを基準とします。なお、お客様のご都合ですすでにお申込みコースを取消し、新たに別のコースをお申込みになる場合やすすでにお申込みの出発日を取消し、新たに別の出発日にお申込みになる場合、またすすでにお申込みの人数のうち一部の人数を取消される場合も下記の取消料の対象となります。

旅行契約の解除期間（旅行開始の前日から起算してさかのぼって）	取消料（お一人様）
①旅行開始日の11日前にあたる日までの解除（日帰り旅行）	無料
②旅行開始日の10日前から8日前にあたる日までの解除	旅行代金の20%
③旅行開始日の7日前から2日前にあたる日までの解除	旅行代金の30%
④旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
⑤旅行開始日の当日の旅行開始前の解除	旅行代金の50%
⑥旅行開始後の解除および無連絡不参加	旅行代金の100%

宿泊付き旅行の場合、20日から8日前にあたる日までの取消料が20%となります。

(2) お客様は下記に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。

- ①契約内容の重要な変更が行われたとき
- ②旅行代金の変更にに基づき旅行代金が増額されたとき
- ③天災事変、戦乱等の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、またはそのおそれが極めて大きいとき
- ④当社がお客様に対して別途定める日までに最終日程表を交付しなかったとき
- ⑤当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能になったとき

11. 当社による旅行契約の解除および催行中止

(1) お客様が当社規定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

(2) 次に掲げる場合において当社は旅行契約を解除することがあります。

- ①お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行条件を満たしていないことが明らかに判明したとき
- ②お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に堪えられないと認められたとき
- ③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき
- ④お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき

- ⑤お客様の人数が契約書面に記載した最小遂行人数に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前（日帰り旅行は3日目にあたる日より前）に旅行中止する旨を通知します
- ⑥スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき
- ⑦天災事変、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社に關与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能になり、または、そのおそれが極めて大きいとき
- ⑧お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき
- ⑨お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれに準ずる行為を行ったとき
- ⑩お客様が風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、もしくはこれらに準ずる行為を行ったとき
- ⑪その他当社の業務上の都合があるとき

12. 特別補償

当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意または過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行契約特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物上に被った一定の損害について以下の金額の範囲において補償金または見舞金を支払います。

- 死亡補償金 1,500万円 ●入院見舞金 2～20万円 ●通院見舞金 1～5万円
- 携行品損害補償金 お一人様につき15万円（ただし、補償対象品1個あたり10万円）を限度とします。また、損害額がお客様お一人について一回の事故につき3,000円を超えない場合、当社は損害賠償金を支払いません。

13. 旅程保証

当社は、旅行日程に重要な変更が行われた場合は、旅行業約款（募集型企画旅行の部）の規定により、その変更内容に応じた旅行代金1～5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし、1旅行契約について支払われる変更補償金の額は旅行代金の15%を限度とします。また1旅行商品について変更補償金の額が千円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

- (1) 旅行開始日または旅行終了日の変更
- (2) 入場する観光地または観光施設その他の旅行の目的地の変更
- (3) 運送機関の等級または設備のより低いものへの変更
- (4) 運送機関の種類または会社の変更
- (5) 宿泊機関の種類または客室の変更
- (6) 宿泊機関の客室の種類、設備、景観、その他の客室条件の変更

14. お客様の責任

(1) お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、当該のお客様は損害を賠償しなければなりません。

(2) お客様は当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスにおいて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行他において速やかに当社、または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

15. 個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行のお申込みの際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のため利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配およびそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか当社の企画・キャンペーン商品のご案内・アンケートのお願いにお客様情報を利用させていただくことがあります。

(2) 当社は、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供および国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。

(3) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障をきたす恐れがありますので正確な記入をお願いします。お申込みの際には、これらの個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

(4) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の修正・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去または第三者への提供の停止等をご希望の場合はお申し出ください。

旅行企画・実施

山梨県知事登録旅行業 第地域－353号

株式会社都留市観光振興公社

総合旅行業務取扱管理者 中村喜行

〒402-0053 山梨県都留市上谷 1-1-1 都留市役所内

TEL 0554-43-1111 (内線215)